



第5次吉田町総合計画

第2編

基本構想



1

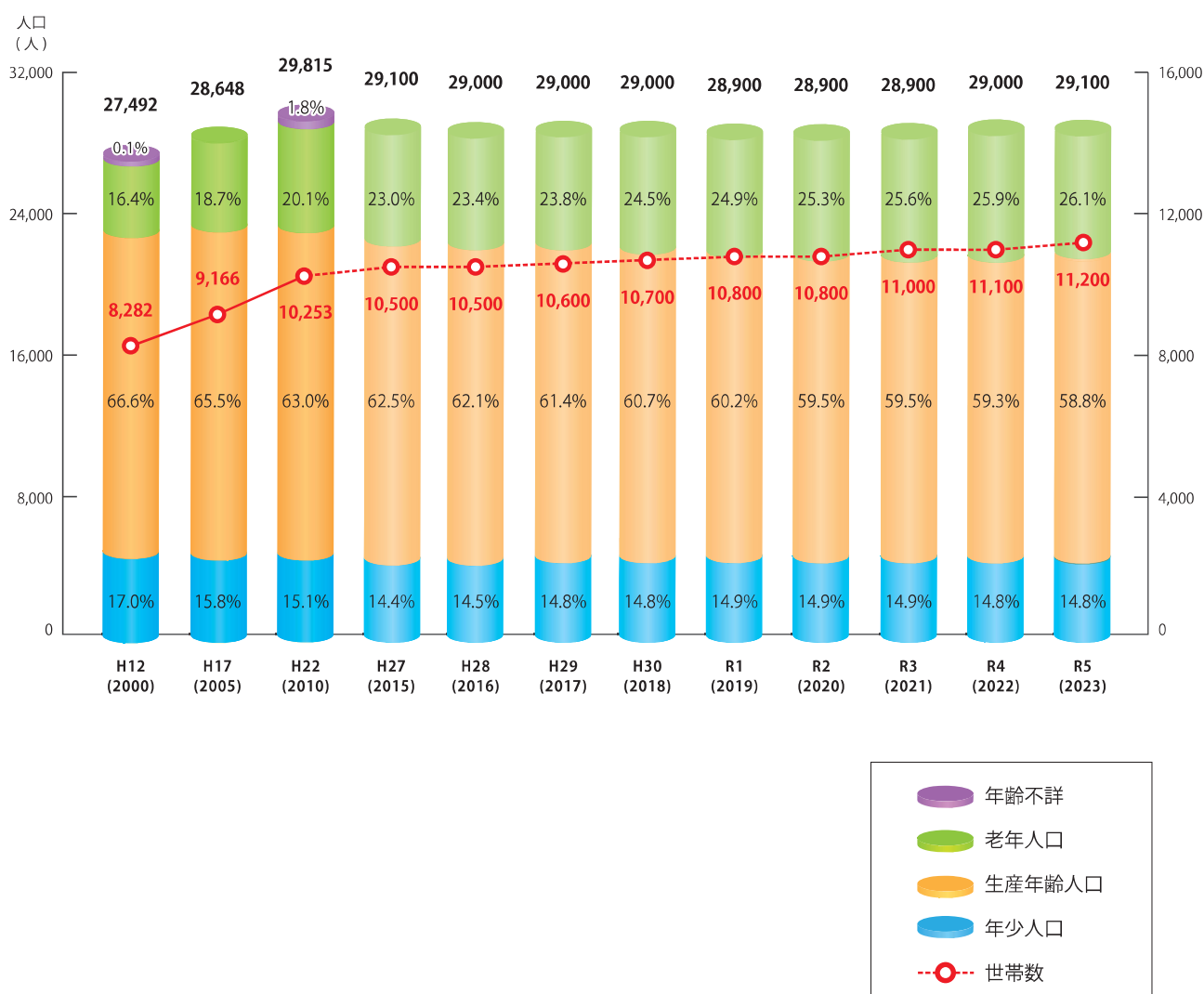
将来フレーム

● 人口・世帯数

計画の目標年次である令和5年（2023年）の吉田町の人口は29,100人、世帯数は11,200世帯と想定します。

年齢階層別では、年少人口（15歳未満）が14.8%、生産年齢人口（15歳～64歳）が58.8%、老年人口（65歳以上）が26.1%を占めるものと想定します。

▶人口世帯数



- ・平成12年～平成22年の人口及び世帯数は、国勢調査による実績値。
- ・平成27年以降の人口は、「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値を、国勢調査の人口水準に置換した推計値。
※国勢調査の人口は、自治体における様々な計画の策定や、施策の実施の際の基礎資料として活用される最も重要な指標となります。そのため、「第5次吉田町総合計画」では、住民基本台帳を基に推計した「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値を、国勢調査の人口に置換したものを採用しました。
- ・平成27年～令和5年の世帯数は、上記の将来人口を、将来の1世帯あたり人口推計値で除して算出。

● 就業者数

令和5年（2023年）の吉田町の就業人口は15,120人と想定します。

産業別では、第1次産業が430人（2.9%）、第2次産業が7,040人（46.6%）、第3次産業が7,650人（50.6%）と想定します。

▶ 就業者数



- ・平成12年～平成22年の就業者数は、国勢調査による実績値。
- ・平成27年以降の就業者数は、実績値と前ページの将来人口を加味して算出した推計値。

2

将来都市像・まちづくりの基本理念

● 将来都市像

人が集い 未来へはばたく

魅力あふれるまち 吉田町



本町は、駿河湾や大井川などの雄大な自然がもたらす恵みを享受しながら、先人たちのたゆまぬ努力によって、人と人との交流を深め、文化を育み、産業を根付かせ、豊かで勢いのあるまちとして今日まで発展を遂げてきました。

このような中で、現在、少子高齢・人口減少社会の本格的到来をはじめとする幾多の新たな課題が顕在化しており、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

その課題の中でも、とりわけ、平成23年3月に発生した東日本大震災による津波被害への危惧は深刻で、沿岸域に位置する平坦な地形が特徴の本町に、津波災害に対する早急な対策の必要性を突き付け、また、これを一因とする同年8月からの人口減少も相まって、本町のまちづくりは、今までにない大きな変革期を迎えています。

このため、本町は、これまでの様々な施策に加え、平成23年度から、誰もが安心できる新たな安全を構築するため、「津波防災まちづくり」に取り組んでいます。また同時に、この取組と賑わいづくりを一体的に進める「シーガーデンシティ構想」の実現にも着手しました。

第5次吉田町総合計画では、この取組を継続し、新たな確固たる安全を構築しつつ、これまで培ってきた歴史や文化の継承を図り、さらには、次代を担う人づくりに努めるとともに、輝く未来につながるまちの魅力を創出しながら、人と人が相和して心豊かに暮らすことができる、さらに豊かで勢いのあるまちにすることを目指します。

今後、こうした意識を持って次代につながるまちづくりを進めることとし、本計画における将来都市像を「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」とします。

● まちづくりの基本理念

将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるに当たり、その根幹的な考え方となるまちづくりの基本理念を、次のように定めます。

基本理念 1

安全で安心して住み続けることのできるまちづくり

津波をはじめとする自然災害や事故・犯罪などの危害から守られているとともに、人々の優しさと健やかさに満ち溢れていて、不安なく住み続けることのできるまちづくりを進めます。

基本理念 2

賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり

人々の多様な価値観やニーズに対応した魅力的な取組により、生活者や来訪者が増加するとともに、多様な交流や活発な経済活動により、賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくりを進めます。

基本理念 3

豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり

誰もが郷土の歴史・文化を学び、高い教養を身につけることにより豊かな心を育み、先人から受け継いだ愛する郷土を守るとともに、次代に継承していくまちづくりを進めます。



3

施策の大綱

第1章

災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

● 津波災害対策を推進する

確固たる安全の下、「子育て」「教育」「健康づくり」といった「支える安心」を提供するため、喫緊の課題である「津波防災まちづくり」を進めます。

● 地域防災力を高める

発生が予想される南海トラフ巨大地震、さらには近年多発する局地的な豪雨や台風などの自然災害への対策として、耐震対策、治山治水対策などを進め、地域防災力の向上に努めます。

● 安全・安心に暮らせる環境を創出する

住民が不安なく日々の暮らしを営めるために、防火・防犯、交通安全などへの対策を充実し、安全・安心に暮らせる環境を創出します。



第2章 | 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

● 誰もが健やかに暮らせる環境を創出する

少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化など、町を取り巻く環境が大きく変化する中、本町において誰もが健やかに暮らせる環境を創出するため、住民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組むことを基本とし、各ライフステージにあった健康づくり・食育を地域、学校、医療機関、職域、行政等の連携協働により推進します。

また、住民が安心して地域で医療サービスを受けることができるよう、地域医療機関との連携を強化し、医療体制の充実に努めます。

● 安心して出産・子育てができる環境を創出する

少子化の流れに歯止めを掛けるため、安心と思いやりに満ちた地域の中で、子どもを持ちたいとするそれぞれの希望がかなえられ、温かい家庭を育むことができるよう、安心して出産・子育てができる環境を創出します。

● 誰もがいきいきと暮らせる環境を創出する

住み慣れた地域で障害の有無や年齢に関係なく、個人が尊重され、いきいきと暮らせる「支えあい、ともに暮らせるまち」の実現に向け、地域福祉の普及啓発により地域での支えあい活動を推進するとともに、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の充実に図り、誰もがいきいきと暮らせる環境を創出します。



3

施策の大綱

第3章 | 活力あふれる産業振興のまちづくり

● 地域に根付く産業を育成・支援する

先人が築き、地域に根付かせてきたまちの活力の源である農業・水産業・商業・工業・観光の各産業をさらに発展させるため、経営の安定化や人材育成などによる基盤強化を促進するとともに、高付加価値化や新技術の導入など創意工夫に満ちた意欲的な取組を支援します。

● 経済の活力を高める新たな産業を創出する

経済の活力が高まり、人が集う魅力あるまちとするため、若者にとって魅力のある企業や本町の環境に適した研究開発型企業や技術先端企業等の誘致を進めます。

また、創業支援体制を構築し、町内における創業促進を図るなど、まちの新たな活力となる取組を育成・支援します。

● 魅力ある雇用・就業環境を創出する

地元企業の人材確保と求職者の就職活動を支援することにより、雇用の拡大と安定化に努めるとともに、関係機関と連携を取りながら勤労者の福利厚生や余暇利用などを推進します。

また、必要な情報の提供を通じて労働環境の向上を図り、就業対策を充実します。



第4章 | 魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり

● 良好な住環境を保全・創出する

地域の自然環境や景観に配慮しながら、均衡ある発展を図るため、計画的な土地利用を推進します。

また、住みやすい居住空間を実現するために、土地区画整理事業を推進するほか、民間の秩序ある宅地開発を誘導することにより、地域の特性に応じた良好な住環境を創出します。

● 安全で利便性の高い交通環境を創出する

誰もが安全で円滑な移動ができるよう、幹線道路や生活道路の整備を図るとともに、適切な維持管理を行うことにより、安全な道路環境を創出します。

また、住民の日常生活における利便性を確保するため、行政、交通事業者、地域住民などの連携の下、公共交通体系を検討し、住民が安心して移動できる生活交通環境を創出します。

● 新たな賑わいが創出される交流を促進する

地域において新たな賑わいが創出されるよう、世代を超えた交流や異なる文化との共生を推進し、コミュニティの活性化を図ります。

また、国内外の他都市との交流を推進するとともに、本町を訪れた人々がまちや人の動きを瞬時に感じ取れるような「おもてなし」の心で情報発信を行うことにより、たくさんの来訪者で賑わうまちの実現に取り組みます。



3

施策の大綱

第5章

次代を担う心豊かな人を育むまちづくり

● 次代を担い、社会を生き抜く力を持つ人づくりを進める

次代を担い、たくましく社会を生き抜くことができる幅広い知識と深い教養を持つ人を育むため、子どもたちへの「確かな学力」の定着を図るとともに、一人ひとりの個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進します。

また、生涯を通じて心身の健康を保ち、自己実現が図られるよう、多様なニーズに応じた生涯学習活動の場を提供します。

● 地域の歴史・文化を継承し、心豊かな人を育む活動を推進する

心豊かな人を育むため、愛する郷土に築かれた伝統や文化を学び、継承する機会を創出します。

● 心身の健康を保ち、向上心を育む活動を推進する

たくましく成長し続ける資質を兼ね備えた人材を育むため、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動の場の提供に努めるとともに、スポーツ・レクリエーションが生活の一部として定着するよう普及啓発に努めます。



第6章 | 豊かな自然と共生するまちづくり

● 豊かな自然環境を保全する

やすらぎと住みやすさを与えてくれる本町の豊かな自然環境を保全するため、保全活動や環境学習などを通じて住民の意識向上を図ります。

● 水資源を活用する

暮らしに欠かせない水道水の安定供給を維持するとともに、水源の確保と監視を強化し、飲料水のより一層の質の向上と安全の確保に努め、健全かつ安定的な事業運営を推進します。

地震災害やその他の災害等が発生しても、被災を最小限にとどめ、迅速に復旧できるしなやかな水道の整備を推進します。

また、豊富な水資源の活用と良好な生活環境の創出に向けて水質を保全するため、地域の実情に応じた污水対策を進めます。

● 地球にやさしい循環型社会を実現する

地球温暖化を防止し、地球環境を保全するため、行政、住民、企業などが連携して意識の高揚を図るとともに、体制づくりに取り組み、ごみの減量化や再資源化を進め、地球にやさしい循環型社会の実現に努めます。



3

施策の大綱

第7章 | 行政と住民が一体となって取り組むまちづくり

● 適正かつ効率的な行財政運営を推進する

行政サービスを提供するに当たり、適正で確実な事務処理を徹底するとともに、社会経済情勢の変化や多様化するニーズに柔軟・迅速に対応するため、吉田町ステップアップ行政評価システムによる行政評価に基づく事務事業の改善や職員の政策立案能力の向上に努め、健全で自立した持続可能な運営を目指し、生産性、効率性、公平性を確保した行財政運営を推進します。

また、高度情報化社会への対応を図るため、情報セキュリティの確保に充分留意しながら、情報通信技術を活用し、電子申請をはじめとした各種行政サービスの提供に努めます。

● 住民本位の行政を推進する

「役場はサービス業」の精神に基づき、「お客様＝住民の皆様」の目線に立ち、住民の都合に合わせた行政サービスの提供に心掛け、住民に信頼され、喜ばれる役場づくりを目指します。

各種広報活動や情報公開制度の適切な運用により、行政情報の積極的な提供を行うとともに、的確な住民ニーズの把握に基づく住民本位の行政を推進します。

● 住民参画を推進する

行政と住民が協働により、愛する郷土を守り、次代につなげていくため、住民がまちづくりに積極的に参加できる環境づくりに努めるとともに、NPO、ボランティアなどの各種団体との協働体制の構築に努めます。

● 誰もが輝ける社会を実現する

性別、年齢、障害の有無といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、一人ひとりが自立し、お互いの人権を尊重しあい、誰もが個性と能力を充分発揮できるまちづくりを推進するとともに、住民相互の連帯の中で、ともに輝ける社会を実現します。

4

土地利用の構想

限られた貴重な資源である土地は、地域社会を成立させている共通の基盤であり、地域の発展、住民の生活に深い関わりを持つものです。

そのため、本町の土地利用は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮し、公共の福祉を優先しながらも、自然環境の保全と調和、健康で文化的な生活環境の確保、産業の振興等地域の均衡ある発展を図ることを基本理念として次のような点を考慮し、総合的かつ計画的に行うものとします。

① 自然環境と美しい景観の保全に配慮した土地利用の推進

本町は、駿河湾、一級河川大井川等の自然に囲まれており、さらに富士山を望む小山城や西部に広がる吉田田んぼ、茶畑の広がる丘陵地帯等の自然資源や、歴史文化資源が豊富です。都市的土地利用の推進に当たっては、これらが織りなす美しい景観と環境の保全・活用に配慮していきます。

② 安全で安心できる土地利用の推進

地震や津波、土砂災害や水害等の自然災害から住民の暮らしを守ることは、豊かな生活を確保するための基礎であることから、災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図るとともに、安全性を重視した社会基盤の整備を推進していきます。

③ 活力ある産業振興を図る土地利用の推進

本町は、農業・水産業・商業・工業の各産業分野がそれぞれ発展しており、住民の重要な生活基盤となっています。また、商業については、大型店舗の立地が進んでおり、今後も進出が予想されることから、産業振興を考慮した土地利用を推進していきます。

④ 長期的・広域的視点に立った土地利用の形成

本町の土地利用については、長期的な視点に立ち、主要幹線道路の整備と整合を図りながら進めるとともに、隣接市と連携を図った広域的土地利用を推進していきます。

⑤ 住民の意見を反映した土地利用の推進

土地は、地域社会の基盤を成す住民共有の財産であり、その利用は住民の理解の下に、合理性・計画性をもって進める必要があり、地域コミュニティを活用した住民参加型のまちづくりが求められています。

このため、土地利用に関する住民への啓発活動を積極的に進めていくとともに、住民の意見を反映した効果的な土地施策等を検討し、計画的土地利用を推進していきます。